条件書　MV32_210416

(VMware ESX™対応)

1.本条件書において､次の用語を以下のとおり定義するものとします。

(1)｢機器｣とは､契約条項 GCE-990_210416 (以下本契約という) 第 4 条第 3 号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式(以下｢管理台帳｣という)で特定される乙所定の機械装置を意味します。

(2)｢接続機器｣とは､｢機器｣に接続されている器具類を意味します。

(3)｢ソフトウエア｣とは､｢機器｣に搭載するコンピューター･プログラムのうち、注文書に記載し｢管理台帳｣で特定される乙所定のコンピューター･プログラムを意味します。

(4)｢対象製品｣とは､｢機器｣,｢接続機器｣,および｢ソフトウエア｣の総称を意味します。ただし､次の機械装置,器具類およびコンピューター･プログラムを除くものとします。

① ネットワーク機器類ならびにルーター,ブリッジ等を介して接続される別ネットワークの機械装置,器具類およびコンピューター･プログラム

② 乙が別途甲に対して切りわけ対象外である旨を通知する機械装置,器具類およびコンピューター･プログラム

(5)｢製造事業者｣とは、VMware ESX の製造事業者を意味します。

2.本契約第 3 条第 1 項にもとづき､乙が甲に提供する仮想環境復旧支援サービスの内容は次のとおりとします。

(1)｢製造事業者｣所定サポートセンターの判断または HDD 障害により「ソフトウエア」の再インストールまたはパッチインストール等が必要となった場合、甲は｢製造事業者｣所定サポートセンターが甲に回答した対処方法を乙の指定する技術者に伝達し、乙の指定する技術者は甲から伝達された対処方法を実施します。

(2) 前号の対処方法に起因する甲のコンピューター･プログラムまたはデータ等の滅失､毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

(3) 前号にかかわらず、第 1 号の対処方法に伴い甲がバックアップしたデータのリストアが必要な場合、乙は甲が指定する 1 つのバックアップデータをリストアします。ただし、乙はリストアしたデータの妥当性の検証は行わないものとします。

(4) 前 3 号の実施は、甲と｢製造事業者｣または｢製造事業者｣が指定する事業者と「ソフトウエア」に関するサブスクリプション契約が締結されていることを条件とします。

3.本契約第 4 条第 1 項に次の条項を追加します。

(1) 「ソフトウエア」に関する問合せおよび障害箇所の特定は、甲と｢製造事業者｣所定サポートセンター間で行なうものとします。

(2) 乙の指定する技術者が訪問時、甲と「製造事業者」所定サポートセンター間で障害切分けが実施されていない場合、乙は「支援業務」の提供義務を免れるものとします。

(3) 乙は、甲からの訪問要請のみを電話で受付けるものとし、「ソフトウエア」に関する問合せまたは障害切分けの受付けは行なわないものとします。

4.本契約第 6 条第 1 項を次のとおり変更します。

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし､当該契約期間満了の 2 ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合､更に 1 年間更新するものとし､以後の更新も同様とします。

5.本契約第 8 条に次の条項を追加します。

甲が｢対象製品｣を変更する場合､乙は当該変更内容に応じて｢保守サービス料金｣を改定するものとします。

6.本契約第 15 条に次の条項を追加します。

乙は､｢支援業務｣の実施により｢対象製品｣の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。

以上